

一般競争入札の実施にあたり、南越前町財務規則（平成17年南越前町規則第37号）第101条の規定を準用し、次のとおり公告する。

令和7年9月8日

南越前町鳥獣害対策協議会 会長 松村 仁史

1 一般競争入札に付する事項

（1）委託業務の名称

「令和7年度南越前町ニホンザル生息状況調査業務」

（2）委託業務の概要

仕様書による。

（3）業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）委託業務に関する設計額

3,051,000円（税抜き）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（2）入札の日において現に南越前町の指名停止措置を受けている者でないこと。

（3）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（4）過去5年以内にGPS首輪等によるニホンザルの行動圏調査および麻酔銃によるニホンザルの選択的捕獲に関する業務の実績を有している者であること。

3 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）申請期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月16日（火）まで
（土、日及び祝日を除く。）

（2）申請時間 午前9時から午後5時まで

(ただし、令和7年9月16日(火)は正午まで)

- (3) 提出先 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1
南越前町農林水産課内 南越前町鳥獣害対策協議会事務局
電 話 0778-47-8001
FAX 0778-47-3607

- (4) 提出方法 持参または郵送(ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便とする。)

- (5) 提出書類

- ア 入札参加資格申請書(別紙様式1)
- イ 会社概要及び営業経歴書(会社パンフレット等任意様式)
- ウ 認定鳥獣捕獲等事業者であることを示す書類
- エ 本業務を請け負った場合に従事する者の名簿
(①氏名、②住所、③年齢、④電話番号、⑤経験年数を記載。)
- オ 過去5年以内に実施した、GPS首輪等によるニホンザルの行動圏調査および麻酔銃によるニホンザルの選択的捕獲に関する業務に関する契約書等

- (6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和7年9月16日(火)午後5時までに電子メールで送信し、後日結果通知書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和7年9月16日(火)午後5時までに電子メールで送信し、後日結果通知書を送付する。
※電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。

4 質疑について

- (1) 入札に関して質疑がある場合は、南越前町鳥獣害対策協議会指定の質疑書(別紙様式2)に質疑内容を記入のうえ、南越前町総務課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

- ア 質疑提出期間 令和7年9月8日(月)から令和7年9月11日(木)正午まで
- イ 質疑提出電子メールアドレス nousui@town.minamiechizen.lg.jp
- ウ 質疑回答日 令和7年9月12日(金)

- (2) 質疑に対する回答は電子メールで行う。

5 入札書の提出方法および提出期間、開札の日時および場所

- (1) 入札書の提出方法 郵便入札(詳細は、南越前町鳥獣害対策協議会郵便入札手引きに記載)
- (2) 入札書の提出期間 令和7年9月16日(火)から令和7年9月22日(月)午後5時まで
- (3) 入札書の提出場所 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1
南越前町農林水産課内 南越前町鳥獣害対策協議会事務局
電 話 0778-47-8001
FAX 0778-47-3607
- (4) 入札書の開札日時 令和7年9月24日(水)午後4時
- (5) 入札書の開札場所 福井県南条郡南越前町東大道29-1
南越前町役場別館 第4会議室

6 入札保証金 免除

7 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無
- (3) 概算払 無
- (4) その他 支払時期は、すべての業務が完了し、検査合格後、受託者から適切な支払請求書を受けた日から30日以内に契約金額の全額を支払う。

8 最低制限価格の設定 無

9 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他の入札必要事項

- (1) 入札参加者は、入札告示及び南越前町鳥獣害対策協議会郵便入札の手引きを熟読し、遵守の上、入札に参加しなければならない。
- (2) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (3) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 予定価格以内の入札をした者（最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者）がないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。入札参加者が1人である場合または再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (6) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (7) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

11 入札の取り止め等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本町の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。

この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 紙以外による入札

(6) 以下のいずれかに該当する入札書による入札

ア 記名押印のない入札書

イ 入札金額を訂正した入札書

ウ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書

エ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

13 その他

(1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

(2) この告示に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、南越前町農林水産課内 南越前町鳥獣害対策協議会事務局及び南越前町ホームページで確認すること。

14 問い合わせ先 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1

南越前町農林水産課内 南越前町鳥獣害対策協議会事務局

電 話 0778-47-8001

FAX 0778-47-3607

電子メールアドレス nousui@town.minamiechizen.lg.jp